

1. 準統一以降の財政面の基本的な考え方・準統一における課題

現在

市町村ごとに出産育児一時金（歳出）及び繰入金（歳入）を見込み、個別に各市町村の保険税必要額に加算・減算する

（参考）出産育児一時金の財源

・市町村一般会計から国保特会への繰入金（2 / 3）

・保険税・出産育児交付金（R 6 ～）



準統一以降

- ・63市町村分の一般会計繰入金（歳入）の合算額を県の歳入として見込む。
- ・出産育児一時金の所要額を全額普通交付金で措置する。

普通交付金で措置する金額は下記のとおり。

産科医療補償制度対象の出産・・・ 500,000円

産科医療補償制度対象とならない出産・・・ 488,000円

※差額の12,000円は産科医療補償制度の掛け金

（参考）産科医療補償制度

分娩に関連して重度の脳性まひとなった新生児とその家族に対し、経済的負担を補償する制度。

準統一における課題

現在の出産育児一時金の法定金額は、上記普通交付金で措置する金額と同額。

しかし、一部の保険者は産科医療補償制度の対象とならない出産に対しても一律50万円を支給しているため、県内で出産育児一時金の金額が統一されていない状況。

保険税水準の統一について（出産育児一時金）

2. 統一における出産育児一時金の対応方針

1. 市町村における対応

現在、出産育児一時金を産科医療補償制度対象の出産か否かに関わらず一律で50万円としている保険者は、準統一までに下記の対応が必要となる。

○ 普通交付金で措置する金額に合わせて条例改正（R8年度中）

- ・ 県で条例参考例を作成し、今年度中に発出予定
- ・ 施行日はR9.4.1以前とすること

2. 県における対応

運営方針P30の「法定を上回る給付を行う市町村については、上乗せ分は保険税以外の独自財源（前年度繰越金や市町村が設置する基金の積立金など）で実施することとします。」は、負担と受益の公平性の観点に即さないため文言を整理する必要がある。